

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成27年10月9日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 有限会社徳洋
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 薬王堂盛岡厨川店 盛岡市厨川五丁目28番地6ほか
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成27年9月25日
- (5) 変更の理由 来客の利便性の向上のため

2 届出年月日 平成27年9月24日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所